

## 南丹市議会 Q&A

Q1. 市議会は、どんな仕事をしているのですか。

A1. 法律に定められた市の重要事項（予算や決算、条例など市民に重大な関わりのある事項）について、市民に代わって意思決定を行います。  
提出された議案審議の過程で各議員がさまざまな質疑、意見表明などを行うことにより、市が実施すべき施策や市の進むべき方向で重要な関わり方をしています。

Q2. 市議会の議員定数は、何人ですか。

A2. 議員の定数は、20人です。市議会議員定数条例で定められており、任期は4年です。

Q3. 市議会の議員には、どうすればなれますか。

A3. 選挙権のある満25歳以上の人で、引き続き3箇月以上南丹市に住所のある人は、市議会議員選挙に立候補する資格（被選挙権）があります。  
議員になるためには、4年ごとに行われる市議会議員選挙に当選する必要があります。

Q4. 仕事を持っている人でも議員になれますか。

A4. なれます。ただし、市議会議員は国会議員と兼職できないなど、一定の制約があります。  
南丹市議会でも、議員以外の仕事をしている人はいます。

[兼職の禁止] 市議会議員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員ならびに常勤の職員および短時間勤務職員と兼職できません。（地方自治法第92条）

Q5. 議長・副議長はどうやって決まるのですか。

A5. 議長や副議長は、議員の中から議員同士の選挙によって選ばれます。

Q6. 議長・副議長は、どんなことをするのですか。

A6. 議長は、市議会を代表し、議会の秩序を保ち、議事の整理をしたり、議会の事務を処理したりします。また、市議会を代表し、色々な会議等に出席したり、他の機関と協議をしたりします。

副議長は、議長に事故があるときや欠けたときに、議長に代わって職務を行います。

Q7. 議員報酬はいくらですか。

A7. 議員報酬の額は、次のとおりです。市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で、定められています。

月の途中で議員になったり、議員を辞めた場合は、日割り計算になります。

役 職 等	報酬額（月額）
議長	470,000円
副議長	415,000円
議員（常任委員長）	390,000円
議員（議会運営委員長）	390,000円
議員	380,000円

**Q8. 議員は、退職後に議員年金がもらえるのですか。**

A8. 平成23年6月1日に地方議会議員年金制度が廃止されました。

現職議員のうち、平成23年6月1日時点で在職12年未満の者は、掛け金に応じた退職一時金を受給し、在職12年以上の者は、退職一時金または退職年金のいずれかの受給を選択します。制度廃止以降、新たに議員となった者は、議員年金は給付されません。

**Q9. 議員は、議会のない時何をしているのですか。**

A9. 議員活動は、本会議、委員会等の会議に参加することではありません。

提案された議案等を十分に審議し、議決責任や説明責任をしっかりと果たすため、審議の前提として、議案の精読や調査などを行っています。

また、さまざまな相談への対応、請願の紹介など、市民の皆さんの声を直接伺うことも行っています。さらに、閉会中においても、さまざまな会議などを通して、政策課題の解決に向けた調査研究などに取り組んでいます。

**Q10. 会派とはどのようなものですか。**

A10. 南丹市議会では、市政に対する考えや意見を同じくする議員が集まって「会派」を結成し、活動をしています。

南丹市の場合は、2人以上で構成されている団体会派となっています。

議会運営委員会や各会派代表者会議に参加できる等の権限を持っています。

**Q11. 議会の傍聴に行けない場合は、議会の様子を見る方法がありますか。**

A11. 市議会の本会議についてはCATVによる生中継をしています。

録画中継も配信しています。市ホームページからアクセスし、視聴できます。

**Q12. 請願（陳情）書の書き方は、決まっているのですか。**

A12. 様式に決まりはありませんが、請願の要旨や請願者の住所・氏名、紹介議員の氏名等記載すべき事項は、会議規則等により定められています。請願と陳情の手引きは、市議会ホームページに掲載しています。

**Q13. 請願と陳情の違いは、紹介議員の有無だけですか。**

A13. 請願は、その権利が憲法により保障されています。

地方議会への請願は、地方自治法において取扱いが規定されていますが、陳情には規定がないことから、その取扱いは、各地方議会で異なります。

南丹市議会では、陳情も請願に準じた取扱いをしています。

**Q14. 政務活動費は、議員が自由に使えるお金なのですか。**

A14. 政務活動費は、地方自治法、南丹市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、市政に関する調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として、議員一人あたり月額1万円を会派へ交付するものです。主な使途基準は次のとおりです。

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究および調査委託に関する経費（資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費（講師謝金、会場費、交通費、文書通信費、参加費等）
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費（広報費、報告書等印刷費、会場費、文書通信費、交通費等）
広聴費	会派が行う住民からの市政および会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、会場費、文書通信費、交通費等）
要請・陳情活動費	会派が要請・陳情活動を行うために必要な経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議へ会派としての参加に要する経費（会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、事務機器購入、リース代等）
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）

**Q15. 議員に相談したい時は、どうしたらよいのですか。**

A15. 相談したい議員に相談したい内容を伝え、相談する日程等を調整し実施します。議員の連絡先が分かっていたら直接調整してください。※議員の連絡先は、ホームページに載っています。

**Q16. 議員の質問時間等はどのように決まっているのですか。**

A16. 市議会会議規則に基づき、議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができます。

[一般質問]

一般質問の持ち時間は、1人45分（答弁時間も含む）です。

[代表質問]

質問日は、3月定例会の一般質問初日とします。質問は、1会派から1人です。

※代表質問の持ち時間は、基本時間を45分、最大時間を60分とし、会派の人数で割り振り、2人会派の場合は45分とし、以降1人に5分を加算します。3人会派の場合は50分、4人会派の場合は55分、5人以上の会派は最大60分となっています。

[予算・決算特別委員会の総括質疑] 10分+5分（1人5分）×会派人数

持ち時間制とし、その総時間の範囲内で会派内において調整することとしますが、1人の持ち時間は30分を限度とします。また、無会派の議員は、1人5分です。なお、持ち時間に答弁時間は含みません。

**Q17. 質疑と質問の違いは何ですか。**

A17. 本会議で議員が行う質問には、議題となっている議案等に対する「質疑」と議案等に関係なく市政全般（市の一般事務）について行う「質問」があります。

**Q18. 質問の方式には、どのようなものがあるのですか。**

A18. 質問方式は、一括方式と一問一答方式の2通りあり、質問する議員がいずれかを選択します。

※一括質問・一括答弁方式：議員が質問項目の全てを一括して質問し、執行部が一括して答弁を行う形式。

※一問一答方式：項目ごとに一問ずつ質問・答弁が繰り返される進行形式。

**Q19. 質疑は、何回までできるのですか。**

A19. 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができません。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りではありません。

**Q20. 常任委員会には、どのようなものがあるのですか。また、任期は何年ですか。**

A20. 市議会委員会条例に定めてあるとおり、次の3つの常任委員会があり、任期は、2年となっています。ただし、後任者が選任されるまで在任となります。

常任委員会名	定数（現人数）
総務常任委員会	7人（7人）
産業建設常任委員会	7人（6人）
文教厚生常任委員会	6人（6人）

**Q21. 特別委員会とは、どのようなものですか。**

A21. 市議会委員会条例に定めてあるとおり、必要がある場合において、議会の議決で置くことができます。

**Q22. 協議または調整を行う場には、どのようなものがありますか。**

A22. 法第100条第2項の規定による議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場として、次のとおり設けています。

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
全員協議会	議会および市政上の諸問題について協議すること。	議員全員	議長
各会派幹事会	各会派の連絡調整を図り、もって議会活動の円滑かつ能率的な遂行に資すること。	議長、副議長、会派の代表	議長

**Q23. 議員はなぜ「視察」をするのですか。**

A23. 様々な行政課題を解決するためには、幅広い知識や情報が必要であり、他の自治体で行われている先進的な政策などについて、調査・研究を行い、参考にするために視察を行っています。